

青森風力開発株式会社「豊原風力発電事業に係る環境影響評価方法書」
に対する勧告について

平成29年8月28日
経済産業省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、豊畑放牧場風力発電事業に係る環境影響評価方法書について、青森風力開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県上北郡六ヶ所村
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大18,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年 8月 8日
環境大臣意見受理	平成28年10月14日
経済産業大臣意見発出	平成28年10月28日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 3月 6日
住民意見の概要等受理	平成29年 4月28日
青森県知事意見受理	平成29年 7月26日
経済産業大臣勧告発出	平成29年 8月28日

問合せ先：電力安全課 高須賀、岡田
電話03-3501-1742（直通）

青森風力開発株式会社「豊原風力発電事業に係る環境影響評価方法書」
に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域の周辺においては、本事業者及び他事業者による複数の風力発電所が設置済み又は環境影響評価手続中であることから、鳥類等の動物に対する累積的な環境影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)